

県政相談のお知らせ

県では、県政に関する相談や要望、県民生活に関する相談をお受けしています。
相談は無料で秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

1 相談場所

福島県庁県政相談コーナー及び県の各合同庁舎内県政相談コーナー

※次の合同庁舎は予約制です。予約は、いずれも相談日の前日正午までです。予約がない場合、
面談は実施いたしません。

○白河合同庁舎における面接相談は、毎週金曜日に予約制で行います。

予約受付先：県中地方振興局県政相談コーナー 電話 0120-899-722

○南会津合同庁舎における面接相談は、毎週水曜日に予約制で行います。

予約受付先：会津地方振興局県政相談コーナー 電話 0120-899-724

○南相馬合同庁舎における面接相談は、毎週木曜日に予約制で行います。

予約受付先：いわき地方振興局県政相談コーナー 電話 0120-899-727

2 相談時間

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9時～12時、13時～16時

3 県政相談専用電話等

- ・ 県庁：県政相談コーナー

電話 0120-899-721又は024-521-7017

E-mail アドレス kenseisoudan@pref.fukushima.lg.jp

- ・ 県合同庁舎内：県政相談コーナー（相談員が不在の場合は県庁で受け付けます。）

○郡山 県中地方振興局県政相談コーナー 電話 0120-899-722

※県南地方にお住まいの方からの電話相談は、県中地方振興局又は県庁で受け付けます。

○会津若松 会津地方振興局県政相談コーナー 電話 0120-899-724

※南会津地方にお住まいの方からの電話相談は、会津地方振興局又は県庁で受け付けます。

○いわき いわき地方振興局県政相談コーナー 電話 0120-899-727

※相双地方にお住まいの方からの電話相談は、いわき地方振興局又は県庁で受け付けます。



お気軽にご相談ください



交通事故相談のお知らせ

県では、交通事故による損害賠償請求や示談の仕方などについて相談をお受けしています。

相談は無料で秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

1 相談場所（電話による相談もできます。）

福島県庁 県政相談コーナー（本庁舎2階）

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-4281

2 相談時間

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9時～12時、13時～16時

3 出張相談（要予約）

- ・交通事故相談員が各合同庁舎（※）へ出向いて相談を受け付けます。

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9時～12時、13時～16時

※郡山合同庁舎、白河合同庁舎、会津若松合同庁舎、南会津合同庁舎、
南相馬合同庁舎、いわき合同庁舎

- ・相談を希望される方は、事前に県政相談コーナー

（電話 024-521-4281）へ予約をしてください。



損害賠償って誰にするの？

示談金と賠償金ってちがうの？

症状固定ってなに？